

「小論文」入試問題中の資料文につきましては、著作者から本ページ掲載に限定して許諾をいただいたうえで掲載しております。

この資料部分を他へ掲載、引用等されようとする場合には、著作者から別途許諾を得ていただく必要がありますことを申し添えます。

2005年度前期日程入試問題 小論文試験 問題

下記の資料文Aを参考にして、資料文Bの中学校の従来^{（中略）}の指導方針に関する肯定論および否定論を、いずれも字数400字～500字で記しなさい。

小論文用紙〔1-肯定論〕：資料文Bの中学校の従来^{（中略）}の指導方針を肯定する内容

小論文用紙〔2-否定論〕：資料文Bの中学校の従来^{（中略）}の指導方針を否定する内容

資料文A

「たとえば、生徒が何か過ちをおかして、教師が指導しなければならないでしょう。そのとき、相手がこちらを教師として認めて言うことを聞こうという姿勢がなければ、「何をこのおやじ!」「うるせえ!」ということになるだろう。つまり最初からケンカになるわけである。(中略)そのとき、教師のほうで「悪い、悪い、俺の勘違いだよ」と言って引いてしまえば、何も起こらないかもしれない。しかし、まわりの生徒のこともか、あるいは今後の自分の学校での教師としての立場を考えたときに、ここで引いてしまったら教師としての権威は完全に地に落ちてしまうと考える場合だって出てくるのだ。こんなとき、体罰が起こるのである。

しかも、その体罰が過剰なものになるおそれが充分にある。昔は教師が殴ったときには、明らかに上下関係が成り立っていたから、生徒は抵抗しないし、教師も手加減することができたから、過剰なものにならなかった。

しかしいまは、教師と生徒が同じ地平に立ってしまったから、教師として振る舞うゆとりがなくなって、一個人として振る舞うようになってしまった。そうすると体罰が過剰なものになるおそれが充分にあるわけだ。

教師と生徒というある種の上下関係がなくなってしまえば、教師の指導が五分と五分のケンカに発展することが充分に考えられ、それが生徒の対教師暴力になるし、教師の体罰にもなり、どちらも過剰なものになって、不幸な事故につながることにもなってしまうのだろう。

学校というところは、たとえば三十人教師がいても、みんながみんな強面^{こわもて}というわけではない。そのなかの数名の怖い教師が、言うことを聞かない生徒ににらみをきかせ

ているのである。これまでは、このような教師が、学校の秩序を逸脱する生徒に手を出すということがあったのだ。つまり、ある種のダーティーワークを担っていたわけである。

そして、そういう教師に支えられて、たとえば若い女性教師も生徒に対して言うことを聞かせることができたのである。いまから二十年以上前は、このようなダーティーワークが、学校を維持するためには必要だということを、地域の大人たちや親たち、さらには社会全体も暗黙のうちに認めていたのである。体罰禁止の法律は当時だってちゃんとあったのである。

では、体罰はどんな場合におこなわれたのだろうか。

教師がいちばん怒ったのは、弱いものいじめや、他の生徒に理不尽なことをした場合である。しかも、自分のやったことを教師の前で認め、素直にあやまることをしなかった場合はなおさらだった。

ほかに、授業中に教師が注意しても、なかなか言うことを聞かなかった場合や、全校集会などのとき、全体が集中しているのにしゃべっていて、注意してもやめないという場合に教師の手が出るということもあったろう。

しかしこのようなとき、生徒が教師の言うことを聞いたのは、殴られて痛いからという肉体的な理由からではなかったのではないかと思う。そのとき、教師は本気になって怒り、殴ったのだろう。そこには、おまえはとんでもないことをしたのだという感情が込められていた。

この「とんでもないこと」は、地域の親や大人たちのあいだでも、とんでもないことと理解されていたから、叱られた生徒は、教師の怒り狂った態度に、これは社会でも許されないことだということをはっきり認識したのではないだろうか。

つまり、教師たちは、そういう社会に支えられて生徒に対して体罰を加えることができたのであり、生徒のほうも、それで引き下がったのである。

教師に殴られたことを恨みにしか思わなかったというような言い方をする人がいるが、もちろん、当然そういうこともあったと思う。しかし、あるとき教師がああいうふうに俺にたいしてゲンコツをふるったり平手で殴ったのは、俺がまずかったからだ、という感じをもった生徒のほうが多かったのではないかと私は思っている。

社会的なバックがなくなり、生徒が教師の権威を認めなくなって、五分の関係であると考えはじめたとき、体罰は教育的に意味がなくなったのである。

ところが、状況が大きく変わってしまったのに、教師たちのなかに、それを実感として捉えられず、まだ手をあげて言うことを聞かせられると思っている人がいるようである。しかし、それはもうやめなければいけない。玉碎になってしまうからだ。体罰をしても、生徒が言うことを聞くことはほとんどなくなったし、残るのは処分だけだからだ。だからいまはもう、言うことを聞かなければ引き下がるしかないのである。

教師が「静かにしなさい」と言ったとき、昔は、たいていの生徒が「あっ俺が言われ

ているんだ」と思ってとりあえずやめた。ところがいまは、べちゃべちゃしゃべっていて注意されても、自分のこととは思わない。だから、一般的な「静かにしなさい」は通らない。

そこで「A君、静かに」と名指しにしたとする。そうするとA君は、「俺だけじゃねえ」「俺はうるさくしてねえよ、そんなにでかい声でしゃべってるわけじゃねえよ」となる。こんなぐあいだから、教師が一步引かなければ完全にバトルにならざるをえないのだ。

このような状況のなかで、なんとか学校の中に教育的秩序をつくろうと思って体罰をやった教師たちがつぎつぎに処分されていった。

他の教師から見れば、あの教師がいたから学校の秩序が保たれていたということがあるわけだが、その先頭を切ってがんばった教師たちが処分されたのである。(中略)

教育委員会は、学校たたきの雰囲気(世論)に同調したから、体罰をやった教師はあちこちでクビになったり戒告処分を受けたりして、これが大々的にマスコミに発表されるようになった。

処分を受けた教師を支えるものは誰もいなかった。他の教師も法律を持ち出されると腰が引け、見捨てることになった。組合もその理念が学校たたきの論理と同じだったから、処分された教師の側には立たなかった。ある場合には敵にまわったことさえある。組合そのものが学校の現実を支えるようにはなっていないのである。

こうして、学校を支えようとした教師たちは孤立無援になり、あとに残った教師たちも急速に志気が低下し、学校の秩序は加速度的に崩れて言った。」

(出典：河上亮一『学校崩壊』草思社、151～155頁、1999年。原文は縦書きである。なお、文中の見出しは省略した。)

資料文B

「遅刻常習の生徒4人 10時過ぎたら授業ダメ

大阪・門真の中学が“指導”

大阪府門真市立××中学が昨年五月から、遅刻が多い生徒四人の“指導”として、午前十時以降に登校したら授業を受けさせず帰宅させていたことが、二日分かった。市教育委員会から、『学習の権利を奪う』と改善を指示された同校は方針を撤回した。×××校長は『遅刻を減らすための措置だったが申し訳なかった』としている。

同校によると、昨年五月の連休明けから一年生三人が昼ごろまで登校しないようになり、午前十時以降だと帰宅させる方針を決定。生徒や保護者に説明した。九月から遅刻がちになった別の一年生も同じ扱いをし、四人とも数回は授業を受けられないことがあった。

四人とも一時的に登校が早くなったが、登校をあきらめ欠席したり、午前十時ぎりぎ

りに登校する生徒も出て、期待した効果はなかったという。」

（出典：日本経済新聞2004年8月22日朝刊、××は匿名）

< 出題意図 >

資料文 A は、学校教育における体罰の意義とその変化を、教師の立場から論じたものである。そこでは、地域社会・親・生徒自身が、教師・生徒の上下関係を受け入れている状況下で有効性と意味をもっていた体罰が、地域社会・親・生徒自身の変化によって否定され、それとともに学校の秩序が崩壊したこと、教育委員会も体罰を否定することによって、教師の学校秩序維持の努力を否定したことが述べられている。

資料文 B は、遅刻常習の生徒の午前 10 時以降の授業出席を禁止する中学校の措置に対する、教育委員会の改善指示を伝える新聞記事である。授業出席禁止は体罰ではないが、秩序維持のための教育的処分であるとともに、生徒の権利・利益を害する側面を有している点において、共通性がある。

小論文の課題は、資料文 B の中学校の従来の指導方針を肯定する内容、および否定する内容の、2 つの小論文を作成することである。このような教育問題はわが国で広く認識されている時事問題であり、意見も分かれている。その相対立する意見を、どれだけ深く、かつ正確に把握しているか、そしてそれを論理的に的確に展開する能力を身につけているか、を問う出題である。

なお、資料文 B には「学習する権利」という用語があるが、特に難解な内容ではなく、またそれについて詳細な法律論を要求するわけでもないから、これに関する予備知識の有無によって特定の受験者グループに有利不利の問題は生じない。

< 採点基準 >

* 2 篇の小論文のいずれも、つぎの 4 項目について、つぎのように配点する。

- | | | |
|-----------------|-----|----------|
| a) 主題に関する理解度 | 30点 | |
| b) 主張の論理的構成と統一性 | 30点 | |
| c) 主張の説得力 | 20点 | |
| d) 表現力 | 20点 | 合計100点満点 |

2005年度後期日程入試問題 小論文試験
問題

経済成長か環境保全か、開発を推進するか環境保護を優先させるか、人類の大きな問題となっています。下記の資料文を読み、先ず、発展途上国の立場に立って考え方を述べなさい。次にその考え方に対する批判ないしは反論を述べて、結論としてどのような考え方をとるべきか、述べなさい。全体を 1000 字以内にまとめて解答しなさい。

(資料文)

K. E. ボールディングは「知識の経済学と経済学の知識」の中で、「際限のない成長を信じているのは狂人か経済学者ぐらいだ」とのべた。たしかに経済成長が無限につづくというのは狂人の幻想であり、経済学者がすべて信じているのではない。しかし、ボールディングの皮肉がなりたつかのように、アダム・スミス以来、経済学者には成長にたいするやみがたい希求がある。成熟国のイギリスやアメリカのように生産力の発展が頭打ちとなった国では、成長率が回復することに政府が命運をかけている。戦後ほとんど成長率がマイナスになった経験のない日本やN I E S (新興工業経済地域) 諸国では、自転車操業のように成長率がマイナスになることは経済秩序の破壊をまねくというような錯覚をもっている。社会主義国は先進資本主義国にくらべ生産力が低位であり、生活水準の向上(それもアメリカ的生活様式)の要求がつよいので、アメリカや日本に追いつき追いこせという成長至上主義が速度の差はあれ一般につよい。発展途上国の場合、過去の帝国主義的支配にかえて、開放体系の中での多国籍企業による新しい経済の支配と従属関係が生まれ、この関係からの離脱のためには経済成長による自立以外にないとしている。このようにみると、いま、地球の環境保全のために、経済成長を止めよ、あるいは経済成長率を大幅に削減せよ、さらには技術革新に歯止めをかける国際協定をむすべといっても、各国の政府や支配階級はこの提案の方を狂人の幻想とみてしまうであろう。各国政府はその本音の部分では経済成長を国是とし、ドリゼックのいうようにそれが達成されている間は政権も安泰なのである。このような国家主義的な成長競争は企業(国営であれ民営であれ)と国家との癒着をふかめ、地球全体としての環境政策をおくらせるだけでなく、民主主義や基本的人権に大きな影響をあたえている。いったい、私たちにとって経済成長とは至上の命題たりうるのか。

(中略)

1972年の国連人間環境会議は、環境か成長かという二元論について解答がでなかった。インドを代表とする南の発展途上国は貧困こそ環境問題であるとして、成長の抑制には反対したのである。その後、先進工業国は産業構造や地域構造の変化の中で、環境問題

がかわり、公害を抑制しつつ発展する方向が可能になる条件が生まれてきた。他方、発展途上国では森林の消滅＝砂漠化などの環境の荒廃が、地球規模の環境危機をひきおこすだけでなく、自国の貧困を一層ひどくし開発を困難にすることがわかった。１９８０年代はじめに比べ、今日ではほとんどの発展途上国の一人当り国民総生産は低下している。成長がとまっても環境の荒廃はつづくのである。このような経験をへて、環境保護を人間の生産・生活問題からきりはなすのではなく、また開発を環境からきりはなして、いかにして豊かになるかということにしばるのではなく、両者を不可分なものとして、新しい原則をつくることがもとめられた。１９８４年、日本の提唱により、「環境と開発に関する世界委員会」という賢人会議がノルウェー首相ブルントラントを委員長として発足し（日本代表は大来佐武郎）、８７年４月に『我ら共有の未来』という報告書を発刊した。この期間に、アフリカの旱魃で３５００万人が危険にさらされ、死亡者は１００万人に達した。インドのボパールの殺虫剤生産工場の事故で２０００人以上が死亡し、２０万人以上の人失明または負傷した。１０００人以上の死者をだしたメキシコシティの液化ガスタンクの爆発、チェルノブイリの原子炉爆発、スイスの倉庫火災による農薬・水銀のライン川汚染などの国際的な環境破壊がつぎつぎとおこった。これらの状況の下で、いまのような開発をつづければ、今日の二倍の人口が現在と同じ環境の下で生存することは不可能であることは明らかである。そこで、この委員会は次のような結論を提示した。

人類は開発を持続可能なものとする能力を有する。持続的発展とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損うことなく、今日の世代の欲求を満たすことである。持続的発展の概念には、いくつかの限界が内包されている。それらは絶対的限界ではなく、今日の科学技術の発展の状況であるとか環境をめぐる社会組織の状況、あるいは生物圏が人間活動の影響を吸収する能力といったものである。しかし、経済成長の新たな時代への道を開くため技術・社会組織を管理し、改良することは可能である。

ここでは地球の人口の大半が住む貧しい国の成長や貧しい人たちが豊かさをうることを不可欠の目的とした上で、そのためには必要な資源の公平な配分が保障されるように、市民参加の政治システムや国際的な場での民主的意志決定が必要であるとした。また先進工業国の人々や富める者たちがエネルギーなどの地球生態系をささえる範囲内に納まった生活様式にかえることをもめている。

宮本憲一著 『環境経済学』（岩波書店１９８９年）２７３頁～２７９頁を抜粋した。
（原文を横書きにし、漢数字をアラビア数字に改めた。）

(出題意図)

主題テーマは「環境か開発か」というここ何年来問題となっている全人類的なテーマです。地球温暖化の京都議定書のテーマでもあります。発展途上国の立場は、経済発展や開発はどうしても必要なものであり、環境問題はもっぱら先進工業国が引き起こした問題であるとの考えが強い。そこで法曹としてそれぞれの立場を理解することが必要となります。次に環境か開発かという二元論ではなく、環境を保全しつつ開発もすすめるという持続的発展の考え方があることを把握することが求められます。

主題を把握した上で、どちらをとるかではなく両者を両立させる新しい考え方があること、それは持続的発展のことであることについて論じていたら、合格とする。更に、地球温暖化の問題などに触れて、持続的発展について技術革新やエコ対策、環境経営などについて、述べていたら加点する。

(採点のポイント)

資料の正確な理解、異なる立場の把握、論点の整理と合理的結論

以上